

未来のまちをつくるあなたの声への回答について

投函日	令和4年7月25日
投函者	70代 男性
投函方式	ホームページから投函
返信希望の有無	有
ホームページ等への掲載の可否	可

【内容】

防災行政無線の運用回数と運用内容について提案

昨年戸別受信機が更新され受信状態が向上しました。しかし新受信機の取り扱い方法の説明会が実施されていないので、十分機能を活用しているか不明です。ぜひ利用説明の機会を設けて頂きたいものです。

戸別受信機の放送回数は現在日に五回、屋外放送設備は日に四回ですが、いずれも防災情報に直結しない情報が日に九回も、年中放送されています。現状では行政が町民の生活に介入しすぎではないでしょうか。しかもその情報は印刷物で各戸に配布済みの内容で、「オオカミ少年」の逸話を連想します。情報を精査し放送回数と時間を短縮し、防災情報が確実に届くよう抜本的に再検討頂きたいものです。

屋外放送設備はその性格上大音量で放送され、設備近くの住民は日々大騒音に悩まされています。先日も夜九時頃、ネット会議中に大音量のメロディーがネット上にも流れ、各地の参加者が驚いていました。NHKの夕方のニュースによりますと、鳥取県内自治体の殆どが日に一回だと放送していました。江府町も戸別受信機の機能が向上したので、他の自治体と同じく、日に一回にして頂きたいものです。

【回答】

ご意見ありがとうございます。

まず、ネットでの会議中に無線から流れた音楽で不快な思いをなさったとのこと、定例で流れるもので個々の状況への対応は困難なこととは言え、お邪魔したことに對してはお詫びを申し上げます。

町ではこれまでに広報誌等で受信機の取扱方法について情報提供を行ってきました。説明会実施のご要望をいただいたのはこの度が初めてですが、ご希望があれば個別に集落等に出向き、実施いたしたいと思います。

また、「防災行政無線」は「県及び市町村が『地域防災計画』に基づき、それぞれの地域における防災、応急救助、災害復旧に関する業務に使用すること」を主な目的としていますが、併せて平時には一般行政事務に使用できるものとされています（総務省ホームページより抜粋）。

江府町ではいずれも町が必要と判断した情報を提供しており、情報を確実に届けるために現状の方法をとっております。一方、チラシ配布等で広報している内容と重複する点については、本年度の区長会において配布物が多いことをご指摘いただいたことから、配布物の削減について検討しているところです。

さらに、「防災行政無線」は有事の際の作動点検を兼ねて定期的に放送するものとされその放送回数は各自治体がそれぞれの判断で決めるものとなっています（中国総合通信局陸上課に確認済）。現状の放送回数や内容等について、江府町としては妥当と判断し、運用しております。

また、「防災行政無線」は、法律では騒音の対象に含まれず、法的な制限の対象となっておりません。

ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

【お問い合わせ先】

江府町役場総務課 電話番号：0859-75-2211